

III 公共事業の円滑な推進

(企 画 課)

III 公共事業の円滑な推進

県土整備部では、社会资本の整備及び管理を通して、県民の安全で安心な生活を守り、豊かで快適な生活環境を構築し、活力に満ちた地域社会の創造に取り組んでいます。

このため、県土整備行政の総合企画をはじめ、公共事業に係る調査・計画から完成に至る各段階の適正な執行とその品質確保に向け、各種施策を展開することで、円滑な県土整備を推進しています。

また、災害時における緊急対応に関する協定を地元建設業者や（一社）福岡県測量設計コンサルタンツ協会、（一社）プレストレスト・コンクリート建設業協会と締結し、日頃から危機管理に努めています。

1 県土整備行政の総合企画

- (1) 県土整備行政に関する企画・調査等
- (2) 県民参加型地域づくりの推進
- (3) 土木技術職員研修

2 担い手3法（品確法・入契法・建設業法）について

3 公共事業評価制度

4 工事の検査体制

5 公共事業の品質確保に向けた取組

- (1) 設計単価・積算基準・技術基準
- (2) 土木資材等の検査・試験
- (3) 新技術・新工法の活用促進
- (4) 各種施策の推進（CALS/EC、三者協議会、ワンデータレスポンス）
- (5) 工事現場の安全確保

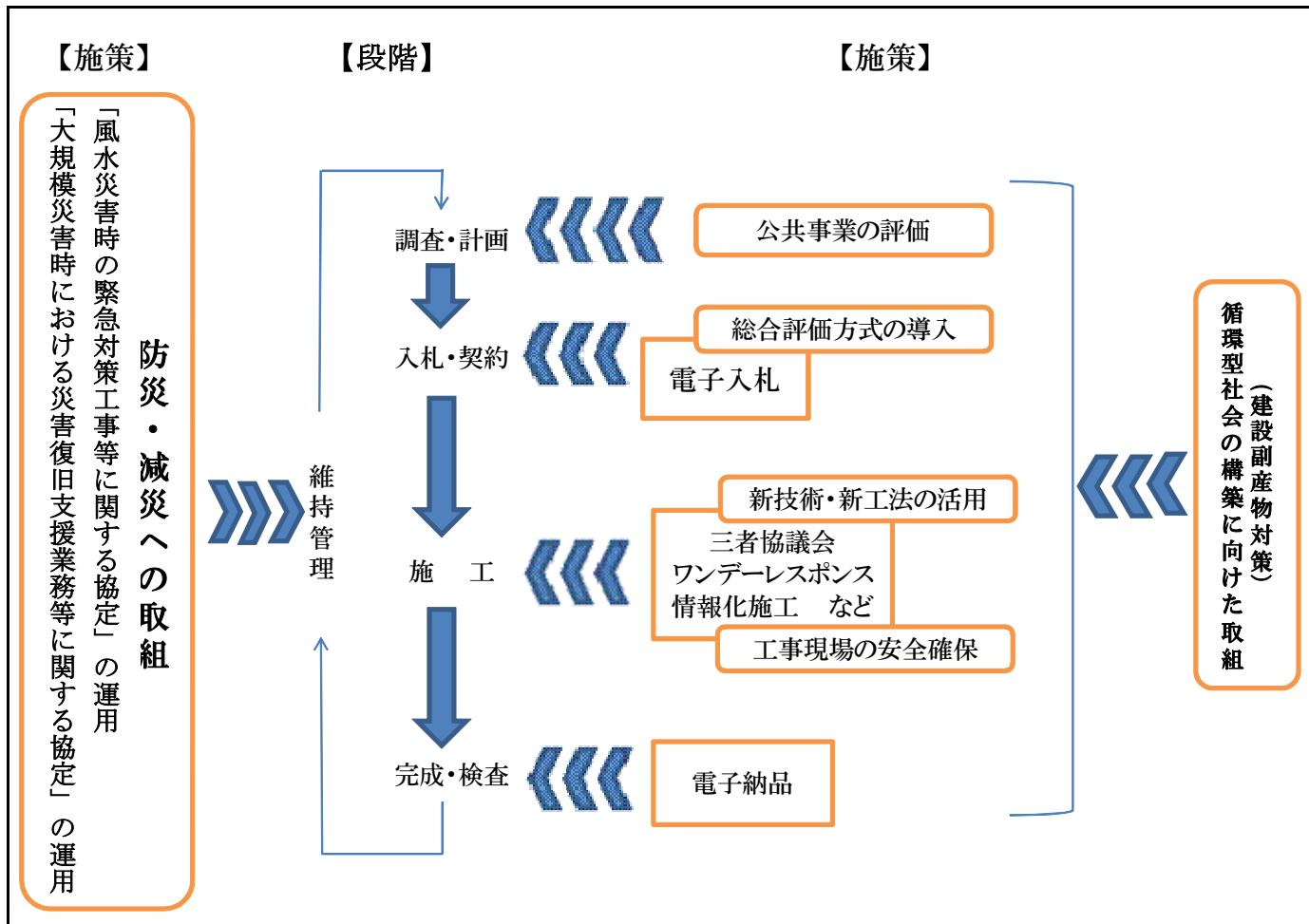
6 循環型社会の構築に向けた取組

- (1) 建設副産物対策

7 防災・減災・復旧への取組

- (1) 「風水災害時の緊急対策工事等に関する協定」の運用
- (2) 「大規模災害時における災害復旧支援業務等に関する協定」等の運用

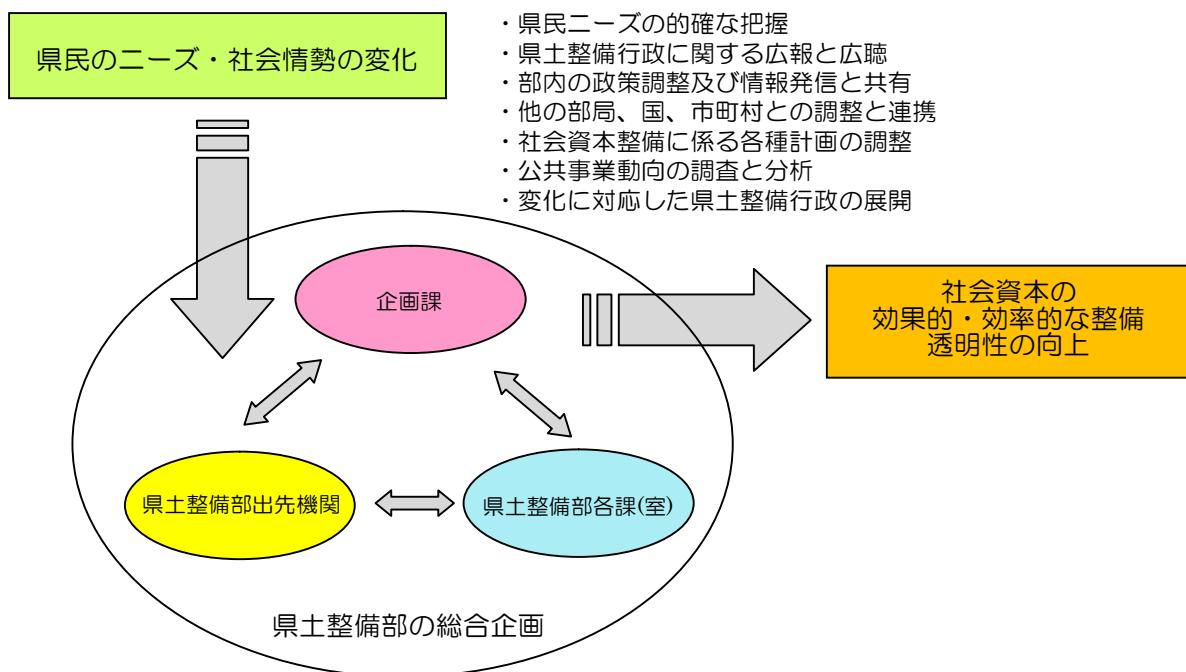
◆公共事業の円滑な推進【イメージ】



1 県土整備行政の総合企画

(1) 県土整備行政に関する企画・調査等

企画課では福岡県の重点施策等に関する県土整備部内の政策調整、国の社会資本整備重点計画等各種計画に係る他部及び部内各課との調整に関すること、国政の動向、情報の収集・提供、県土整備部の広報・広聴に関するここと等を行っています。県民の社会資本に対するニーズを的確に把握しながら県土整備を推進していきます。



(2) 県民参加型地域づくりの推進

県民ニーズを的確に把握し、住民の理解を得て県土整備を進めるため、住民参加型地域づくりを推進します。県土整備部では、道路や河川等の社会資本を整備し、維持・管理するにあたって、事業の構想段階から住民とともに進めていくため、ワークショップ（※）を活用しています。ワークショップを行うことで、住民同士の合意形成、住民ニーズの把握及び住民の参加と責任を促しています。

また、道路清掃や植樹管理のボランティア活動（73頁）、河川清掃や除草等の河川愛護活動（103頁）等への支援を行っています。

※ワークショップ…住民同士が主体性や責任を持って将来の道づくり、川づくりを行政とともに検討する場。

(3) 土木技術職員研修

ア 目 的

現在と将来にわたって県民の安全、安心な生活を確保し、地域の発展を支える社会資本整備を推進していくためには、「基本を守り、多様化する県民ニーズに適切に対応できる土木技術者」の継続的な育成を図っていく必要があります。そこで、土木技術者としての立場と責任を十分認識し、常に時代の変化に即応した職員の育成を図るための研修を体系的に実施しています。

イ 平成28年度の研修予定

研修名	内 容
土木技術 I 研修	新規採用の土木技術職員に対して、職務の遂行に必要となる基礎的知識や技術職員としての心構え及び意識の確立を図ります。
土木技術 II 研修	採用されて3年目を迎えた土木技術職員に対して、職務の遂行に必要な知識及び技術を習得させます。
主任技師 研 修	中堅技術職員としての役割を自覚させ、職務の遂行に必要な高度の施工管理技術を習得させるとともに、判断能力の向上を図ります。
技術主査 研 修	係長の補佐及び若手職員への指導など、職場で中心となって課題等の問題解決に取り組むための能力を習得させます。
課長初任者 研 修	担当課の責任者として、職員への指導力や建設業界についての知識をさらに向上させるとともに、指名委員会や完了検査など新たな知識を習得させます。

また、研修の充実を図るため、（公財）福岡県建設技術情報センターが主催する下記研修を採用後5年目までの必須研修に位置付けています。

【採用後5年目までの受講を必須とする研修】

1年目	土木施工管理研修
	公共測量（実習）研修
	積算（手計算）研修
2年目	道路維持・交通安全研修
	住民との合意形成の図り方研修
3～5年目	土質・地質調査研修
	橋梁（下部工）研修
	構造物設計研修

2 担い手3法（品確法・入契法・建設業法）について

ア 担い手3法改正の背景

近年の建設投資の大幅な減少により受注競争が激化し、建設業からの離職者の増加や若年就職者の減少による将来の担い手不足などから、地域の維持管理体制への懸念を生じさせるに至っています。これらの課題に対応し、現在及び将来にわたる公共工事の適正な施工及び品質の確保と、その担い手の確保を目的として、以下のとおり法改正が行われました。

<法改正のイメージ図>

インフラ等の品質確保とその担い手確保を実現するため、公共工事の基本となる「品確法」を中心に、密接に関連する「入契法」、「建設業法」も一体として改正。

品確法（公共工事の品質確保の促進に関する法律）の改正（H26.6.4公布・施行）

<目的> 公共工事の品質確保の促進

→そのための基本理念や発注者・受注者の責務を明確化し、品質確保の促進策を規定

■基本理念の追加：将来にわたる公共工事の品質確保とその中長期的な担い手の確保、ダンピング防止 等



■発注者の責務（基本理念に配慮して発注関係事務を実施）を明確化

（例）予定価格の適正な設定、低入札価格調査基準等の適切な設定、計画的な発注、円滑な設計変更

■事業の特性等に応じて選択できる多様な入札契約方式の導入・活用を位置づけ、それにより行き過ぎた価格競争を是正



品確法の基本理念を実現するため必要となる基本的・具体的措置を規定

<建設業法等の一部を改正する法律>

入契法（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律）の改正（H26.6.4公布）

<目的> 公共工事の入札契約の適正化

→公共工事の発注者・受注者が、入札契約適正化のために講ずべき基本的・具体的な措置を規定

■ダンピング対策の強化

- ・ダンピング防止を入札契約の適正化の柱として追加
- ・入札の際の入札金額の内訳の提出、発注者による確認

■契約の適正な履行（=公共工事の適正な施工）を確保

- ・施工体制台帳の作成・提出義務を拡大

建設業法の改正（H26.6.4公布）

<目的> 建設工事の適正な施工確保と建設業の健全な発展

→建設業の許可や欠格要件、建設業者としての責務等を規定

■建設工事の担い手の育成・確保

- ・建設業者、建設業者団体、国土交通大臣による 担い手の育成・確保の責務

■適正な施工体制確保の徹底

- ・業種区分を見直し、解体工事業を新設
- ・建設業の許可等について暴力団排除条項を整備

※国土交通省の資料をもとに作成

イ 担い手3法に係る県土整備部の主な取組み

○予定価格の適切な設定

建設業者が適正な利潤を確保できるよう、市場における労務、資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した予定価格を設定している。

①労務単価・・・最新の公共工事設計労務単価を用いて予定価格を設定。

②資材単価・・・一般資材については年1回の改定。

※主要資材については、年4回の定期改定と毎月価格動向を調査し、一定の条件を満たせば臨時改定を行っている。

③積算基準等・・・土木工事積算基準及び設計業務等積算基準は、最新のものを使用。

○ダンピング防止対策の強化

公共工事の品質確保と下請けを含む建設業全体の労働環境の改善を図る。

①適正な最低制限価格の設定

②入札者に工事内訳書の提出の義務付け

③施工体制台帳の提出を義務付け

④下請け業者との契約において社会保険料の内訳を明示した標準見積書の活用を要請

○計画的な発注

①発注見通し(発注予定情報)・・・予定価格が250万円を超える工事について四半期ごとに公表。

②工事発注時や施工時期等の平準化・・・債務負担行為や余裕工期を活用し、工事の平準化を図る。

○総合評価方式による一般競争入札

公共工事の品質確保・向上と企業の技術力向上のため平成19年10月より総合評価方式による一般競争入札を導入しています。対象は5千万円以上の建設工事。

3 公共事業評価制度

ア 公共事業の新規事業採択評価制度

(ア) 概要

効果的な事業の選定及び事業採択における透明性の一層の向上を図るため、新規の公共事業の必要性とその効果について、事業実施前に客観的な評価指標を用いて評価を行い、事業の実施や保留等の方針を決定するものです。

(イ) 評価対象

県土整備部が事業主体となって実施する公共事業のうち、(ウ)に示す事業分野及び事業規模に該当する全ての事業（災害などの緊急的な事業、日常的な維持管理事業等を除く）を対象としています。

(ウ) 新規事業採択評価対象事業分野と平成17～27年度に実施した新規評価実施件数

事業分野	事業規模	評価実施件数(件)											
		H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	計
改築系道路事業	事業費 10億円以上	5	8	4	2	3	2	3	2	6	3	4	42
河川改修事業		1	1	1	-	2	3	1	-	1	2		12
港湾事業		1	-	-	-	-	-	-	-	-	-		1
海岸事業		-	-	-	-	-	1	-	-	-	-		1
ダム事業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		0
交通安全事業	事業費 2億円以上	8	8	12	6	7	2	2	-	-	-	-	45
河川環境事業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		0
砂防事業		3	-	3	-	4	2	3	-	2	-	2	19
地すべり対策事業		1	-	-	-	-	-	-	-	-	-		1
急傾斜地崩壊対策事業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1
計		19	17	20	8	16	10	9	2	9	5	7	122

イ 公共事業の再評価制度

(ア) 概要

公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、事業採択後、一定期間を経過した後も未着工である事業、事業採択後長期間が経過している事業等について評価を行い、事業の継続や見直し等の方針を決定するものです。

(イ) 評価対象

県土整備部及び建築都市部が事業主体となって実施する公共事業のうち、以下に該当する全ての事業（維持管理、災害復旧等を除く）を対象としています。

- ① 事業採択後、一定期間（5年間）が経過した時点で未着工の事業
- ② 事業採択後、長期間（5年間※又は10年間）が経過した時点で継続中の事業
- ③ 事業採択前の準備・計画段階で、一定期間（5年間）が経過している事業
- ④ 再評価実施後、一定期間（5年間※又は10年間）が経過している事業
(※ 補助事業に限る)

(ウ) 事業再評価検討委員会等

公共事業の再評価にあたり、第三者の意見を聞くため、学識経験者等から構成される委員会を設置し諮問を行っています。また、河川法に基づく河川整備計画策定に伴い流域協議会等が設置されている河川等については、委員会に代え、その協議会等への諮問を行っています。

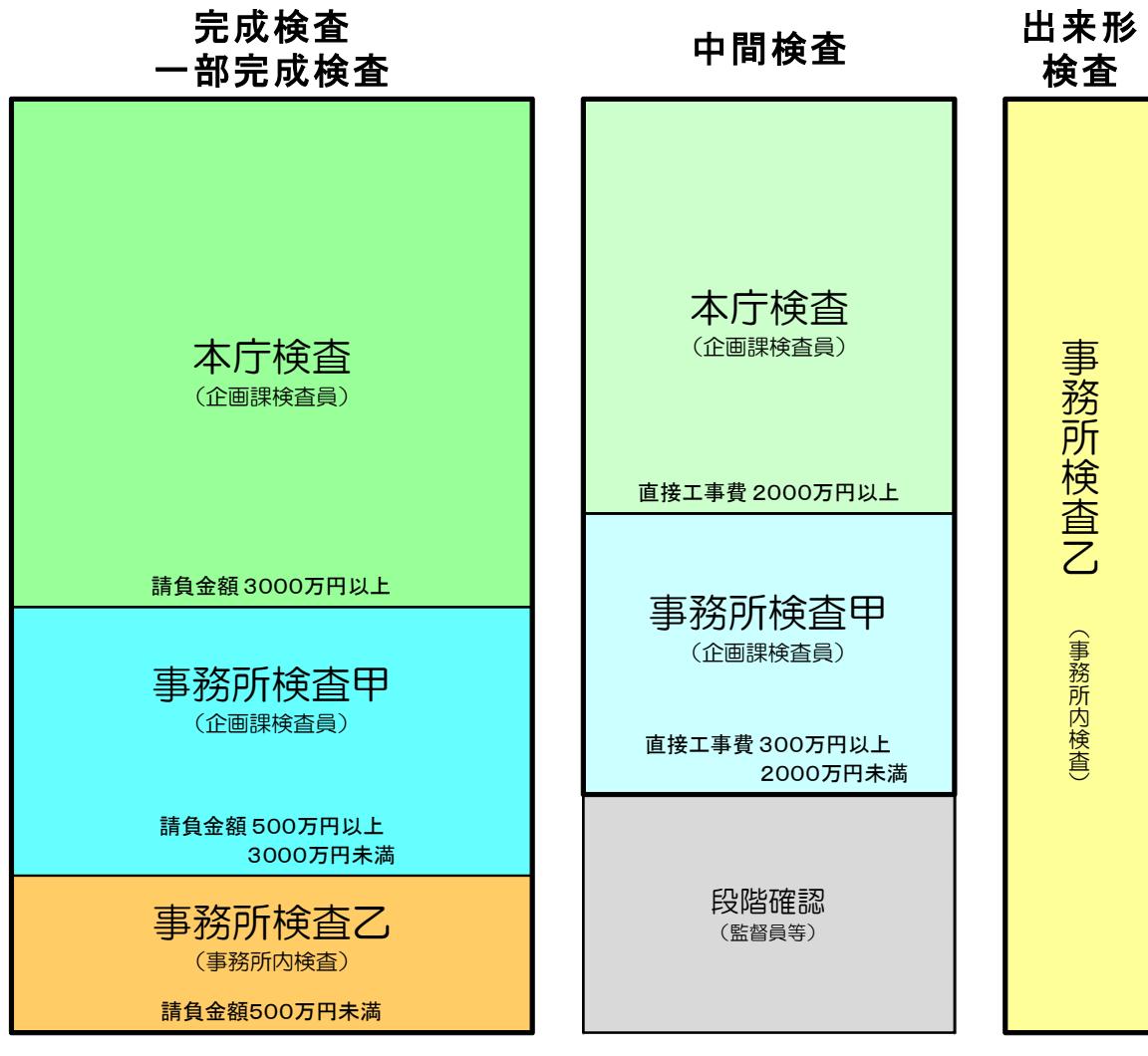
(エ) 平成18～27年度再評価実施件数（県土整備部）

再評価実施件数(件)											
H10～ H17 の計	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	合計
126	7	10	18	4	16	9	10	12	6	10	228

4 工事の検査体制

ア 検査業務

工事検査には、その目的に応じて、完成検査・一部完成検査、中間検査、出来形検査があります。概要は以下のとおりです。



《補足説明》

【工事検査】

企画課検査員以外が行うこともある。

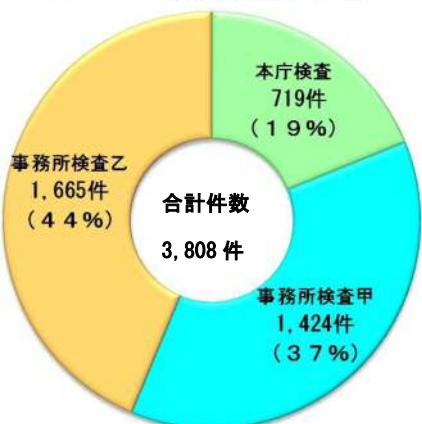
本庁検査の際は、あらかじめ事務所による「事前検査」を実施する。

中間検査には、中間検査（施工確認版）も含む。

【工事成績評定】

最終請負金額が250万円以上の場合に評定を行う。

H27年度完成検査件数



5 公共事業の品質確保に向けた取組

(1) 設計単価・積算基準・技術基準

県土整備部が発注する工事の設計積算の基礎となる設計単価・積算基準・技術基準等について
は、下記のとおり制定しています。

【設計・積算に関する図書】

名称	主な内容	備考
土木工事実施設計単価表	土木工事の積算に用いる労務費 材料費に関する単価	適宜改定
建設機械等損料算定表	建設機械に関する損料等	2年に1回改定
土木工事標準積算基準書	土木工事の積算を行う際の基準	年1回改定
機械設備積算要領	機械設備工事の積算を行う際の 基準	年1回改定
設計業務等標準積算基準書	設計業務等の積算を行う際の基 準	年1回改定
用地調査等業務費積算基準書	用地調査等の積算を行う際の基 準	年1回改定
設計業務等委託共通仕様書 測量業務共通仕様書 地質調査業務委託共通仕様書 用地調査・工損調査等共通仕様書	各業務に共通する技術上の指示 事項等	適宜改定

【施工管理・技術管理基準に関する図書】

名称	主な内容	備考
土木工事共通仕様書	土木工事に係る工事請負契約書 及び設計図書の内容についての 統一的な解釈および運用	適宜改定
土木工事施工管理の手引き	土木工事に係る技術管理基準及 び施工管理に関する留意点、要 領等	適宜改定

(2) 土木資材等の検査・試験

ア 土木資材の検査

土木工事に使用する主要な資材について、定期的に立会検査を実施し、品質管理の状況を確認しています。

立会検査を実施している主要資材

資材名	備考
アスファルト混合物	アスファルト混合物事前審査制度における検査に立会
コンクリート二次製品	積ブロック、側溝、L型擁壁等

イ 公的試験機関の活用

土木工事の施工に関して、共通仕様書等で規定している品質管理について、その品質が構造物の耐久性等に重大な影響を及ぼすものについては、公的試験機関（原則として、（公財）福岡県建設技術情報センター）において品質の確認試験を実施することとしています。

公的試験機関において品質管理試験を実施する主な工種

工種	試験基準等
コンクリート工	重要構造物は1週・4週強度、一般構造物は4週強度
舗装工	施工後採取コアの密度・抽出試験、ホイールトラッキング試験
鉄筋工	ガス圧接工実施時の引張試験

(3) 新技術・新工法の活用促進

ア 新技術・新工法活用促進制度の創設（平成18年度）

県土整備部では、下記を目的に「福岡県新技術・新工法活用促進制度」（愛称「福岡新技術新工法ライブラリー」）を創設し、公共事業における新技術・新工法の活用を促進しています。

- 【目的】①建設コストの縮減、環境負荷軽減等の社会資本整備に関する課題への対応
- ②県内の企業等の開発意欲の向上や育成

イ 新技術・新工法活用促進制度の概要

県内の民間企業等から申請された新技術・新工法は、技術評価委員会の審査を経て、「申請情報」もしくは「基準適合情報」としてデータベースに登録されます。

【登録件数について】

(平成28年4月末時点)

	過年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	合計
申請情報	-	58	22	17	23	17	137
基準適合情報	5	7	8	5	7	11	43
合計	5	65	30	22	30	28	180

※現在登録されている件数。（登録期間は5年間。ただし、基準適合情報の新技術等が活用された場合には、登録期間を合計で10年まで延長できます。）

※「-」は登録期間満了のため、登録抹消。

- 申請情報は、県土整備部事業で活用可能な新技術・新工法の技術情報として、ホームページ等で広く周知、広報されます。
- 基準適合情報は、上記に加え、設計時の工法検討の際に、比較検討の対象として活用されます。

※「福岡県 新技術・新工法活用促進制度」の詳細は、県ホームページ参照

<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/singijyutu-rib.html>

または、『福岡県企画課』でキーワード検索、『技術基準』へ

(4) 各種施策の推進

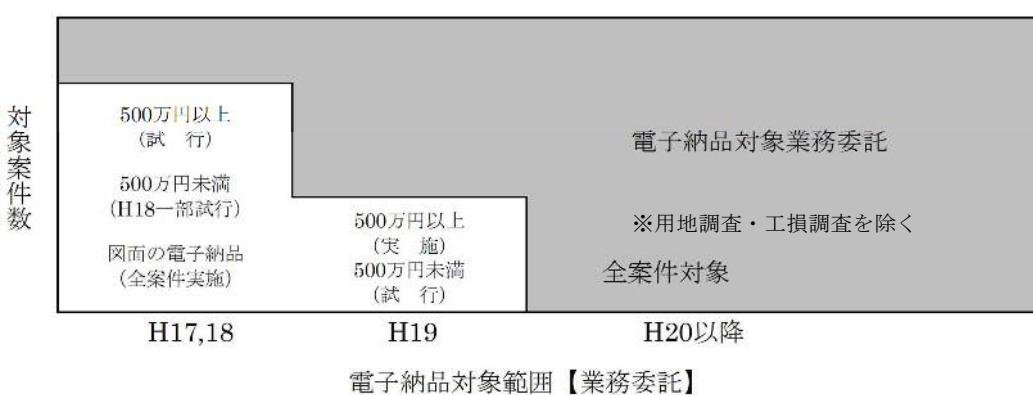
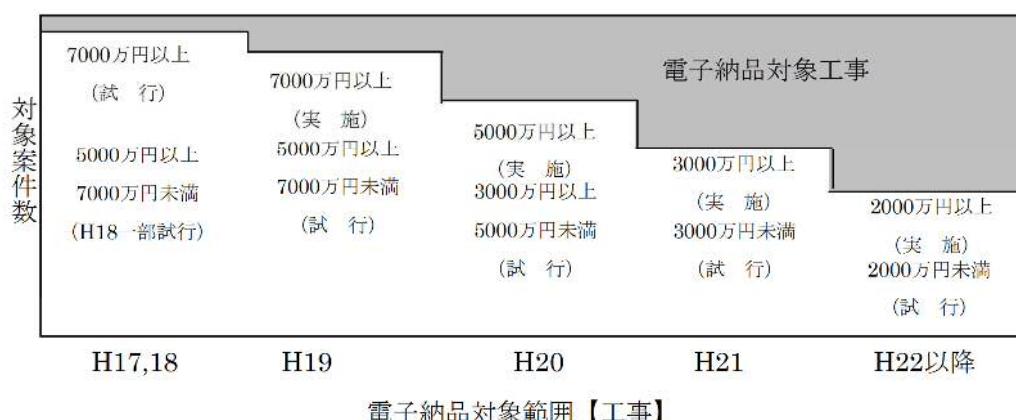
ア C A L S ／ E C (公共事業支援統合情報システム) の活用

公共事業の I T 化について、福岡県では電子県庁推進計画 (H13. 12) に基づき公共事業の調達業務の電子化促進として、電子入札システム、入札情報サービスシステム、名簿管理システム及び電子納品／情報共有システムの構築を行い、I T 活用による行政事務の効率化・高度化、事業者の負担軽減及び公共事業の透明性の確保を目指しています。

また、今後、建設現場における情報化施工 (I C T *を活用した施工方法) について、普及に向けた取組を検討します。※ICT : Information and Communication Technology

電子入札・・・平成 23 年 10 月から、すべての競争入札を対象に電子入札を実施

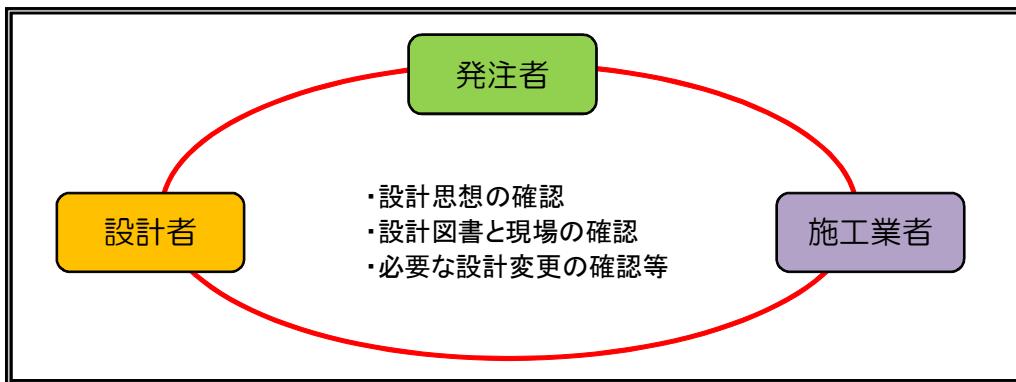
電子納品・・・平成 18 年 1 月から試行開始、対象範囲は順次拡大中



イ 三者協議会

三者協議会とは、発注者、設計者、施工業者が工事着手前に一同に会し、事業目的、設計思想・条件等の情報を共有し、施工上の課題や新たな技術提案に対する意見交換などをを行うことで、事業の円滑な執行を図るものです。

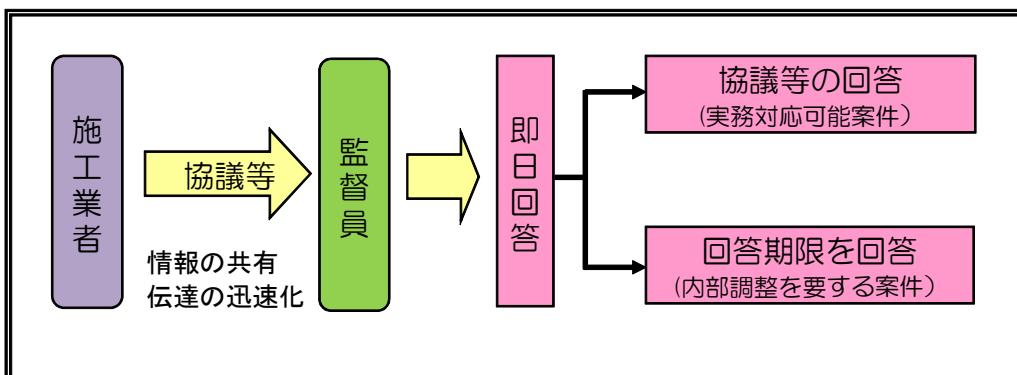
県土整備部では、平成18年度からの試行を経て、平成24年度から実施しています。



ウ ワンデーレスポンス

ワンデーレスponsとは、監督員が個々で実施していた「現場を待たせない」、「速やかに回答する」という対応を、より組織的、システム的なものとして、工事現場において発生する諸問題に対し迅速な対応を実現するものです。

県土整備部では、平成20年度からの試行を経て、平成24年度から実施しています。



(5) 工事現場の安全確保

公共事業の円滑な推進に向け、工事の安全確保は最優先事項です。このため、県土整備部では、各出先事務所に「安全対策委員会」を設置し、発注者・受注者で連携し、下記の三本柱を中心に、工事現場の安全確保に努めています。

① 現場の安全点検の強化

監督員や検査員など、複数の点検員によりチェックシートを活用した安全点検を実施しています。

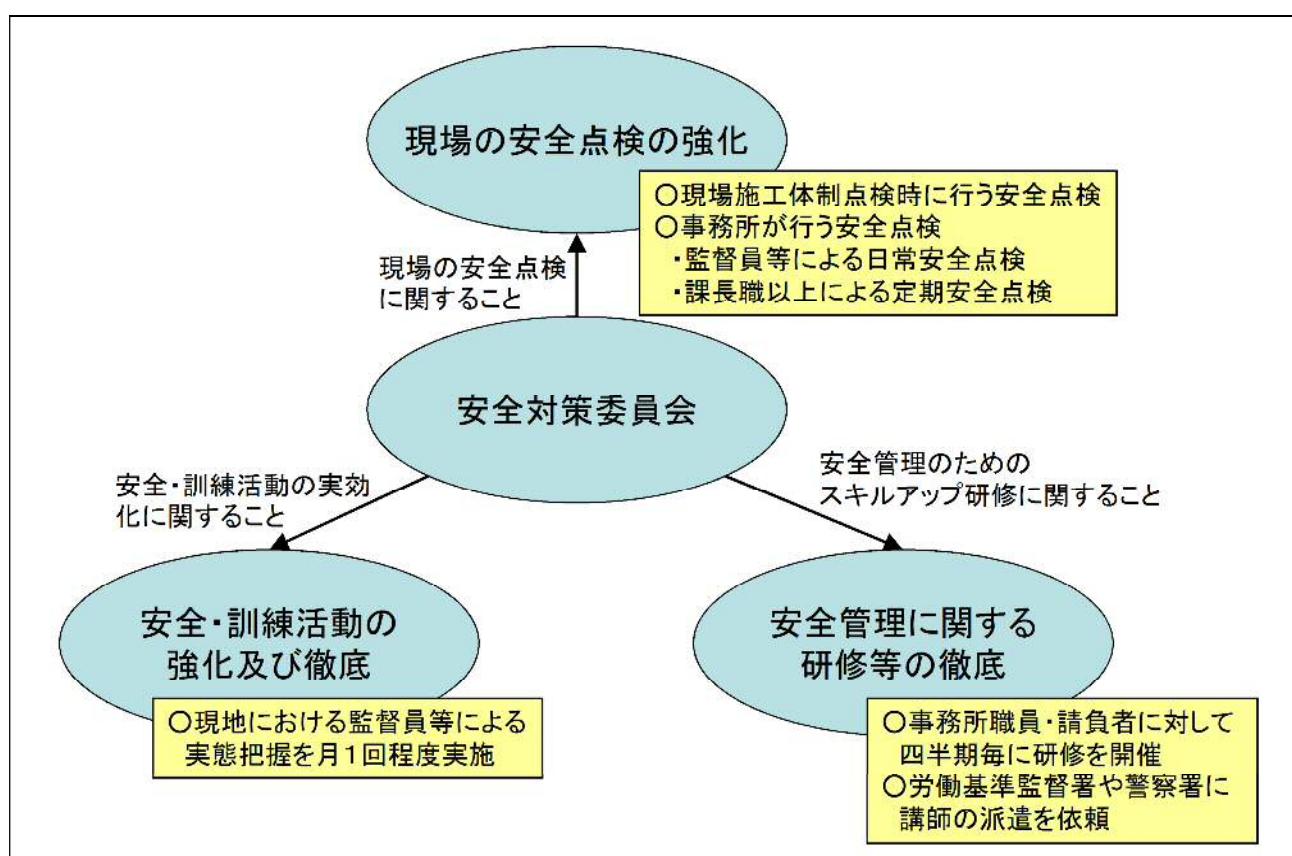
② 安全訓練活動の強化及び徹底

請負者に義務付けている「安全・訓練活動」について、監督員等も参加し実態把握に努めています。

③ 安全管理に関する研修の徹底

労働基準監督署や警察署などの専門的知識を有する講師による実践的な研修を実施し、発注者・受注者それぞれの立場で安全管理意識のスキルアップを図っています。

安全対策委員会の取組み



6 循環型社会の構築に向けた取組

(1) 建設副産物対策

建設工事においては、建設副産物（建設発生土、コンクリート、アスファルト、木材等の建設廃棄物）が発生します。

県土整備部では、資源の有効利用や生活環境の保全に向け、3Rの推進や廃棄物処理の適正化を基本的な考え方とした様々な取組を展開しています。

※ 3R・・・ 発生抑制【Reduce】、再使用【Reuse】、再生利用【Recycle】

ア 発注者間の連携

国や地方自治体の各公共工事発注部局で構成された「建設副産物対策連絡協議会」において、情報交換の推進、各種施策の徹底など、各部局間の連携を図っています。

イ 建設リサイクル法の推進

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」では、一定規模以上の建築物等の解体工事等については、分別解体等を行った上で排出された特定建設資材の廃棄物については、再資源化を義務付け、リサイクルを推進することとしています。

県の公共工事においても、法に基づき、リサイクル材の利用促進などに努めています。

※ 特定建設資材

- | | |
|----------|---------------------|
| ① コンクリート | ② コンクリート及び鉄から成る建設資材 |
| ③ 木材 | ④ アスファルト・コンクリート |

ウ 建設発生土の有効活用

工事発注者間で「建設発生土情報交換システム（土砂等の搬出・搬入の情報をデータベース化したもの）」を活用し、建設発生土の工事間利用の促進を図っています。

エ 改良土承認制度

建設発生土を改質した改良土の中で、一定の品質基準や環境基準を満たすものについては、県土整備部で承認し、その有効利用の促進を図っています。

承認された改良土については、定期的に品質確認を行い、必要に応じて立入調査も実施しています。

オ 福岡県リサイクル製品認定制度（環境部所管）

本県では、資源の循環及び廃棄物の減量の促進を図り、循環型社会の形成に資することを目的に、品質、安全性等について一定の基準を満たすリサイクル製品の認定を行っています。

県土整備部では本制度を活用し、認定された建設資材の積極的な利用促進を図っています。

7 防災・減災・復旧への取組

(1) 「風水災害時の緊急対策工事等に関する協定」の運用

県土整備部では、管理する公共土木施設が被災した際、その機能復旧を速やかに図るために、一定の条件を満たした地元建設業者と緊急対策工事等の実施に関する協定を締結しています。(協定期間：毎年6/1～翌年5/31)

この協定では、災害時の緊急対策工事に関すること以外に、建設業者の自主活動として公共土木施設の巡視や地域防災活動への参加、防災資格の取得等の推奨なども規定しており、日頃からの防災・減災への取組を強化しています。

【協定の目的】

- ◇ 風水災害時における緊急対策工事の迅速かつ適切な実施
- ◇ 建設業者の地域防災に資する自主活動の推進

(2) 「大規模災害時における災害復旧支援業務等に関する協定」等の運用

県土整備部では、大規模災害が発生した際に、速やかに被害状況を把握するため、建設業関係団体と「大規模災害時における災害復旧支援業務等に関する協定」等を締結しています。これらの協定では、大規模災害時の復旧支援業務以外に、大規模災害時に備えた社会貢献活動として災害復旧支援に関する研修会や県・市町村職員の技術研修等への講師派遣や地域精通度を高めるため梅雨時期前に巡視活動を行うなど、大規模災害に備えています。

締結先	締結日	対象施設
(一社) 福岡県測量設計コンサルタンツ協会	平成26年4月24日	道路及び河川
(一社) プレストレスト・コンクリート建設業協会九州支部	平成26年7月11日	コンクリート橋等

(3) 県土整備部における大規模災害時の応援職員派遣について

県土整備部では、大規模災害が発生し、その被災箇所を管轄する県土整備事務所等において、被災事務所単独では対応ができない場合に、県土整備部内での応援を円滑に行うために下記の応援職員を定め、早期の災害復旧を図っています。

ア 初動対応職員（通称 FK-Team）

災害発生直後から初動対応に必要な期間（原則1週間）において、専門知識を活かした指導的な立場で技術的支援を行う職員。

イ 災害査定支援職員

被害の概要説明後から災害査定までの期間（原則2週間）において、派遣先事務所で配属された部署の上司に従い、災害査定支援業務を行う職員。